

指定訪問看護の重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 親善福祉協会
所在地	横浜市泉区西が岡1丁目28番1号
代表者	理事長 水地 啓子
運営事業所	国際親善総合病院、しんぜんクリニック、特別養護老人ホーム恒春ノ郷、特別養護老人ホーム恒春の丘、介護老人保健施設リハパーク舞岡、横浜市芹が谷地域ケアプラザ（指定管理）

2. 事業所概要

事業所名称	しんぜん訪問看護ステーション
所在地	横浜市泉区西が岡1丁目29番1号
介護保険事業所番号	1463690161
電話番号	電話045-410-8883
併設事業所	しんぜんケアプランセンター、しんぜん訪問介護ステーション、特別養護老人ホーム恒春ノ郷、恒春ノ郷デイサービスセンター
第三者評価の実施の有無	有 ・ 無

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	看護師又は、作業療法士、理学療法士が、要介護者又は要支援者に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。
-------	---

運営の方針	<p>(1) 要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>(2) 地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によ</p>
-------	--

	<p>るサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>(3) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p>
--	--

4. 職員体制 (2026年1月1日現在)

職種	従事するサービス内容等	常勤	非常勤
管理者(看護師)	業務の管理を一元的に行います。	1名	
看護師	訪問看護サービスを行います。	3名以上	3名以上
理学療法士	リハビリテーションを行います。	1名以上	
事務員	訪問看護にかかわる請求・事務を行います。	1名以上	

5. 営業日・営業時間

事業所の 営業日・営業時間	月曜日～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後6時
サービス提供時間	月曜日～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後6時 時間外・休日のサービス提供は相談に応じます。

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	横浜市 泉区 瀬谷区 戸塚区 旭区の一部(中希望が丘、南希望が丘、善部町、柏町、さちが丘、万騎が原、南本宿、桐が作、二俣川2丁目)
------------	---

7. 利用料

(1) 利用者負担金

介護保険の適応がある場合は、料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する利用料、およびサービスを提供する上で別途必要になった費用をお支払いいただきます。当該費用が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額が自己負担額となります。

(2) その他の利用料

① 交通費

上記6の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した場合にはその実費をお支払いいただきます。自動車を利用した場合は、実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつきおおむね片道100円の実費がかかります。一回の訪問につき往復分をお支払いいただきます。

② 死後の処置

死後の処置を行った場合には 15,000 円がかかります。

(3) 法定代理受領サービスに該当しない場合

法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(4) 利用料金のお支払方法

毎月 15 日前後に前月分の請求明細書をお送りします。

お支払いはご利用者様の指定の口座から自動振替とさせていただきます。

利用料は 1 カ月単位とし、当該月の利用料は翌月 27 日前後にご利用者様の指定の口座から振替えます。

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束等の適正化の推進

- ①事業者は原則として利用者に対して身体拘束を行わないこととします。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。
 - (ア) 切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
 - (イ) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
 - (ウ) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします。
- ②必要最小限の範囲で身体拘束等を行う場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存します。
- ③事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

10. 衛生管理

- ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 従業者への研修

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年4回

13. 個人情報保護

当事業所の従業者は、訪問看護サービスを行う上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は職員が退職したのちも継続します。

14. 事故発生時の対応

- ①事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- ③事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者に連絡します。

ご利用者緊急連絡先

主治医	氏名	
	病院名	
	住所	
	電話番号	

優先度	氏名	続柄	連絡先（自宅・携帯電話など）
1			
2			
3			
その他			

16. 相談・苦情等の窓口

当事業所 相談窓口	しんぜん訪問看護ステーション 月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後6時 〈電話〉045-410-8883 責任者 堺 幸子（管理者）
泉区役所	高齢・障害支援課 〈電話〉045-800-2436 泉区和泉中央北 5-1-1
戸塚区役所	高齢・障害支援課 〈電話〉045-866-8452 横浜市戸塚区戸塚町 16-17
瀬谷区役所	高齢・障害支援課 〈電話〉045-367-5714 瀬谷区二ツ橋町 190
旭区役所	高齢・障害支援課 〈電話〉045-954-6061 旭区鶴ヶ峰一丁目 4-12
横浜市役所	介護事業指導課 〈電話〉045-671-2356 中区本町 6-50-10
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	介護保険課介護苦情相談係 〈電話〉045-329-3447 横浜市西区楠町 27 番 1